論文式試験問題集 [商法]

[商 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

- 1. 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、トラックによる自動車運送事業を主たる目的とする会社法上の公開会社であり、かつ、監査等委員会設置会社である。甲社は種類株式発行会社ではなく、平成24年から平成29年5月31日までの間、その発行済株式の総数は100万株であった。甲社は、近い将来その発行する株式を金融商品取引所に上場する準備を進めており、その発行する株式について、100株をもって1単元の株式とする旨を定款で定めている。なお、甲社には、単元未満株主は存在せず、また、会社法第308条第1項括弧書き及び第2項の規定により議決権を有しない株主は存在しない。
- 2. 甲社の定款には、監査等委員である取締役の員数は3名以上5名以内とすること、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とすること及び毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることが定められている。
- 3. 甲社の監査等委員である取締役は、社内出身者A、甲社の主要取引先の一つである乙株式会社の前会長B及び弁護士Cであり、いずれも平成28年6月29日に開催された定時株主総会において選任された。なお、B及びCは、社外取締役である。
- 4. Dは、平成24年から継続して甲社の株式1万株を有する株主として株主名簿に記載されている。 Dは、甲社の株式の上場には財務及び会計に関する知見を有する社外取締役を選任することなどに よるコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると考え、AからCまでに加えて、新たに監査等 委員である取締役を選任するための株主提案をすることとした。Dは、平成29年4月10日に、甲社の代表取締役Eに対し、監査等委員である取締役の選任を同年6月末に開催される定時株主総 会の目的(以下「議題」という。)とすること及び公認会計士Fを監査等委員である取締役に選任 する旨の議案の要領を定時株主総会の招集通知に記載することを請求した。
- 5. 他方で、甲社は、トラックによる運送需要の増加によって、その業績が好調な状況にあったことから、迅速かつ積極的に事業の拡大を図ることとし、これに必要となるトラックの購入や駐車場用地の確保のための資金に充てる目的で、平成29年5月8日に取締役会の決議を経た上、募集株式の数を20万株、募集株式の払込金額を5000円、募集株式の払込みの期日を同年6月1日、甲社の主要取引先の一つである丙株式会社(以下「丙社」という。)を募集株式の総数の引受人として、募集株式を発行した。この募集株式の払込金額は丙社に特に有利な金額ではなく、また、その発行手続に法令違反はなかった。そして、甲社は、丙社からの要請もあり、この募集株式20万株について、丙社を同月29日に開催する定時株主総会における議決権を行使することができる者と定めた。
- 6. 甲社は、平成29年6月29日に開催した定時株主総会(以下「本件株主総会」という。)の招集通知に上記4の議題及び議案の要領を記載しなかった。

[設問1]

株主Dから上記4の請求を受けた甲社が本件株主総会の招集通知に上記4の議題及び議案の要領を記載しなかったことの当否について、論じなさい。なお、甲社の定款には、株主提案権の行使要件に関する別段の定めはないものとする。

7. 甲社の監査等委員である取締役としてのBの報酬等は、1年間当たり金銭報酬として600万円のみである。また、Bは、甲社の監査等委員である取締役に就任するに当たり、定款の定めに基づ

- き、会社法第423条第1項の責任について、Bが職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする旨の契約を甲社と締結した。
- 8. その後、甲社には本店所在地近辺においてトラックの駐車場用地を確保する必要が生じたが、甲社は適当な土地を見付けることができない状況にあったところ、Bが全部の持分を有する丁合同会社(以下「丁社」という。)の保有する土地が、場所及び広さ共に甲社が必要とする駐車場用地として適当であったことから、甲社は丁社からこの土地をトラックの駐車場として賃借することとした。甲社の代表取締役Eは、甲社の事業の都合上、本店所在地近辺における駐車場用地の確保が急務であったことから、賃料の決定に際して丁社の全部の持分を有するBの意向を尊重する姿勢をとっていた。平成29年7月1日、Eが甲社を代表して、Bが代表する丁社との間で、この土地について、賃貸期間を同日から平成30年6月30日まで、賃料を1か月300万円とする賃貸借契約(以下「本件賃貸借契約」という。)を締結した。なお、本件賃貸借契約の締結に当たり、甲社は、会社法上必要な手続を経ていた。本件賃貸借契約の賃料は周辺の相場の2倍というかなり高額なものであったが、甲社は平成30年6月30日までの間に丁社に対して同月分までの賃料を支払った。

[設問2]

上記8の事実に関するBの甲社に対する会社法上の損害賠償責任の有無及びその額について、論じなさい。

第一 設問1 1.(1) 株主には、株主提案権として、議題提案権(会社法(以下、省 |略)303条1項)及び議案要領の通知請求権(305条1項)が認められ ている。本件甲社は、公開会社であり、かつ監査等委員会設置会 社であるため、上記権利は少数株主権である。 (2) Dは、平成 24 年から継続して甲社株式 1 万株を有している ところ、甲社は100株を1単元とする単元株制度を採用している ことから、D には 100 個の議決権が認められる。そして、甲社の |発行済株式総数は 100 万株であり単元未満株主は存在しないこと から、甲社の議決権の総個数は、1万個である。 よって、甲社への請求時である平成29年4月10日時点におい て、D は「総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権」を「6 箇 月前から引き続き有する株主」(303 条 1 項、305 条 1 項)にあた るといえ、議題提案権及び議案要領の通知請求権の行使要件を充 足しているといえる。 2.(1) しかし、本件では、平成 29 年 5 月 8 日に行われた甲社の丙 社に対する募集株式の発行により、議決権数が 100 分の1を下回 り、株主総会開催時において行使要件を充たさなくなっている。 そこで、いつの時点で株主提案権の行使要件を充足している必要 があるかが、問題となる。 (2) この点、株主提案権が少数株主権とされている趣旨は、株主 による権利の濫用や安易な提案を回避し、株主総会の円滑な運営

を確保する点に求められる。とすれば、株主提案権の行使要件は、

株主総会開催時まで充足されていることが必要なのが原則である。 しかし、株主の権利を害する目的で株主提案権の行使を妨害する ことまで許容すると、株主の会社経営への参加を著しく害し妥当 でない。 そこで、会社が株主提案権の行使を妨害する目的で新株を発行し たなどの特段の事情のない限り、行使要件は請求時から株主総会 開催時まで充足されていることが必要であると解する。 (3) 本件についてみると、甲社の丙社に対する募集株式の発行は、 迅速かつ積極的に事業の拡大を図るため、これに必要となるトラ ックの購入や駐車場用地の確保のための資金に充てる目的でなさ れたものであるから、株主提案権の行使を妨害する目的とまでは いえず、特段の事情は認められない。 (4) よって、本件では、株主総会終結時まで行使要件が充足され ている必要がある。 3. 以上より、D は、株主総会開催時に行使要件を充足していない ことから、甲社の措置は適法である。 第二 設問 2 1. B は甲社に対し、423 条 1 項の損害賠償責任を負うか。 2.(1) まず、B は甲社の取締役であるから「役員等」にあたる。 (2) 次に、「職務を怠った」、すなわち、任務懈怠が認められるか どうかについて検討する。 Bは、自身が全部の持分を有する丁社を代表し、甲社と本件 賃貸借契約(以下、「本件契約」とする。)を締結しているとこ

ろ、かかる契約の締結が利益相反取引(356条1項2号)にあ たり、423条3項1号により任務懈怠が推定されないか。 イ この点、「自己又は第三者のために」(356 条 1 項 2 号) あた るか否かは、取引の当事者が誰であるかという名義を基準として 判断すると解する。「計算において」は、間接取引の問題であ り、これについては別個の規定が設けられているからである。 ウ 本件についてみると、確かに、Bは丁社を代表しただけであ り、本件契約の名義人はあくまで丁社である。 しかし、上述のように B は丁社の全部の持分を有しており、丁 社との経済的一体性が認められ、丁社と B を同一視することが でき実質的には B が甲社と取引する場合といえる。とすれば、 このような場合も自己取引と同様の規制を及ぼすべきであるか ら、甲社取締役であるBは「自己のために」甲社と「取引」し たといえる。 よって、本件契約の締結は利益相反取引にあたり、後述の通 り、甲社の損害は、かかる利益相反取引により生じたものである ことから、Bの任務懈怠が推定される。 (3)ア 次に、甲社の損害について検討するところ、本件賃貸借契 |約では、契約期間を平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日 まで、賃料を月額300万円と定められ、これに基づき甲社は丁 社に対し契約期間中の賃料 12 カ月分、合計 3600 万円を支払っ ている。本件賃貸借契約の賃料は相場の2倍の金額で設定されて いることに鑑みると、甲社は一ヵ月当たり150万円、合計1800

万円の損害を被ったといえる。
<u>ウ よって、甲社の損害は、1800万円である。</u>
エ そして、上記損害は、本件賃貸借契約の締結により生じたも
のであるから、Bの任務懈怠と損害との間に因果関係が認められ
<u>る。</u>
(4) なお、B は、甲社との間で責任限定契約を締結しているもの
の、直接取引(356 条 1 項 2 号)の相手方であることから、本件で
。 は適用されない(428 条 1 項、2 項)。
3 以上より、B は 423 条 1 項により、1800 万円の損害賠償責
世 任を負う。
以上
13
14
15
16
17
18
19
20
21.
22
23

1 ※「第三者のために」と認定した場合
第二 設問 2
1. Bは甲社に対し、423条1項の損害賠償責任を負うか。
2.(1) まず、B は甲社の取締役であるから「役員等」にあたる。
(2) 次に、「職務を怠った」、すなわち、任務懈怠が認められるか
どうかについて検討する。
ア B は、自身が全部の持分を有する丁社を代表し、甲社と本件
賃貸借契約(以下、「本件契約」とする。)を締結しているとこ
ろ、かかる契約の締結が直接取引 (356条1項2号) にあた
り、423条3項1号により任務懈怠が推定されないか。
イ この点、「自己又は第三者のために」(356条1項2号) あた 12
るか否かは、取引の当事者が誰であるかという名義を基準として 13
判断すると解する。「計算において」は、間接取引の問題であ
り、これについては別個の規定が設けられているからである。
ウ 本件についてみると、確かに、B は丁社の全部の持分を有し
ており、経済的一体性が認められるため、「自己のために」甲社
と「取引」したといえるとも思える。
しかし、本件名義人はあくまで丁社であり、B は丁社を代表し_
たに過ぎないことから、Bは、丁社という「第三者のために」甲_
社と「取引」したものというべきである。
エ よって、本件契約の締結は直接取引にあたり、後述の通り、
甲社の損害は、かかる直接取引により生じたものであることか
ら、B の任務懈怠が推定される。

オ そして、本件賃貸借契約で定められた賃料は相場の2倍の金 額とされていることから、取引条件が公正であったとはいえず、 任務懈怠を覆す事情はない。 よって、本件では、任務懈怠を覆すに足りる事情は認められな いことから、Bの任務懈怠が認められる。 (3)ア 次に、甲社の損害について検討するところ、本件賃貸借 契約では、契約期間を平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで、賃料を月額300万円と定められ、これに基づき甲社は 丁社に対し契約期間中の賃料 12 カ月分、合計 3600 万円を支払 っている。本件賃貸借契約の賃料は相場の2倍の金額で設定され ていることに鑑みると、甲社は一ヵ月当たり 150 万円、合計 1800万円の損害を被ったといえる。 ウ よって、甲社の損害は、1800万円である。 エ そして、上記損害は、本件賃貸借契約の締結により生じたも のであるから、Bの任務懈怠と損害との間に因果関係が認められ る。 オ 確かに、甲社は駐車場用地の確保が急務であったという事情 があり、Bは公正な取引が行われるように善管注意義務を尽くし たとして免責事由が認められ、責任が否定されるとも思える。 しかし、本件は利益相反性の高い取引であり、Eは賃料の決定 に際してBの意向を尊重する姿勢を示していたのであるから、B は賃料相場を確認し、公正な取引が行われるようにするという内 容の善管注意義務を負っていたというべきである。にもかかわら

「 ず、B はこれを怠っている。
よって、本件で免責事由は認められない。
(4)ア もっとも、Bは、甲社との間で責任限定契約(425条1項)
を締結していることから、具体的な損害額が問題となる。
そこで、Bが本件契約の締結において「善意でかつ重大な過失
6
がな」かったといえるかにつき検討する。
イ 本件についてみると、Eは賃料の決定に際してBの意向を
尊重する姿勢をとっていたものの、賃料相場まで把握していたと_
いう事情はないことから、悪意であるとまではいえない。
しかし、Bは、甲社取締役として、善良な管理者として会社が_
適正な賃料で賃貸借契約を締結できるよう職務を遂行する義務を_
負っているところ、適正な賃料相場を調査、把握することは容易_
であるといえる。にもかかわらず、B はこれを怠っていることか_
。 ら「重大な過失」があったといえる。
ウ よって、本件では 425 条 1 項は適用されない。
3 以上より、Bは423条1項により、1800万円の損害賠償責
「任を負う。
18 LX F.
19
20
21
22
23

初級ゼミ 資料

2021年3月3日実施

1. 自己紹介

平成30年予備試験合格

成績

短答

憲法:24 行政:19 民法:18 商法:20 民訴:22 刑法:28 刑訴:25 一般:27

合計:183

論文

憲法:B 行政:B 民法:A 商法:B 民訴:F 刑法:A 刑訴:A 一般:D 法実:F 令和 2 年司法試験合格

成績

短答

憲法:44 民法:52 刑法:30 合計:126

論文

憲法:A 行政:B 民法:B 商法:B 民訴:A 刑法:C 刑訴:A

2. 予備試験の論文式試験

- ・試験時間:70分/間(民事系は3間で3時間30分)
- ・答案の最大枚数:4枚
- 問題文:約2ページ
 - ⇒時間内に事案を処理して答案に表現することが求められる。 完璧な答案は目指さない。

3. 問題の解き方(時間の使い方)

- ①問題文を読む
- ②答案構成
- ③答案用紙への記入

⇒自分が答案1枚書くのにどれくらいの時間がかかるかによって変わってくる。

Ex. 1 枚 1 2 分→答案構成 22 分

1 枚 1 5 分→答案構成 10 分

自分がどれくらいの量を書くことができるのか把握するのが重要

※合格点と取るためには最低でも3枚(約2,000字程度)は書けた方がよい。

4. 今回の問題

平成30年商法⇒会社法のみから出題 ※商法総則、手形小切手からの出題も多い。

(1) 設問1

出題の趣旨

公開会社かつ取締役会設置会社であって単元株式制度を採用している株式会社における株主提案権(議題提案権(会社法第303条)及び議案要領通知請求権(同法第305条))の①行使要件を指摘した上で、②どの時点で議決権保有要件を充足する必要があるかを検討しなければならない。(※太字部分は作成者加筆)

・株主提案権の概要

303条: 議題提案権 304条: 議案提出権

305条:議案の要領の通知請求権

※議題:株主総会の目的となる事項

Ex.「取締役選任の件」

議案:議題の具体的内容

Ex.「○○氏を取締役に選任する件」

行使要件

・議題提案権

取締役会非設置会社では、単独株主権

取締役設置会社では、少数株主権(※)

- ※株主提案権における少数株主権とは?
 - ①総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を有すること
 - ②(公開会社の場合)権利行使の6カ月前から引き続き株式を保有していること

議案提案権

どの会社であっても、単独株主権

- ※提案権が制限される場合あり
 - ①当該議案が法令又は定款に違反する場合
 - ②実質的に同一の議案で株主総会決議の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかったもので、その賛成を得られなかった決議の日から3年を経過していない場合

・議案の要領の通知請求権

取締役会非設置会社では、単独株主権取締役設置会社では、少数株主権

・答案に書く場合

事実を適示し、端的に要件を充たすことを指摘する程度にとどめる。

※書きすぎないように注意する。

本問は監査役会等設置会社かつ公開会社であるため、少数株主権である旨を指摘し、 株主提案権行使時(平成 29 年 4 月 10 日)に要件を充たすか検討すれば足りる

② どの時点で議決権保有要件を充足する必要があるか

・本件における問題の所在

株主提案権**行使時**(平成 29 年 4 月 10 日)では、行使要件を充たす。 丙社への募集株式の発行(同年 5 月 8 日)

株主総会開催時(同年6月29日)では、行使要件を充たしていない。

出題の趣旨

株主提案権行使時点では議 決権保有要件を充足するが、株主提案権行使後の新株発行及び議決権付与(同法第 124条第4項本文)により株主総会の時点では議決権保有要件を充足しない場合に、当該議題及び議案の要領を招集通知に記載しなかった会社の取扱いの当否を検討することになる。会社法にはこのような場合を規律する直接明文の規定がないため、適切な規範を定立して事案に当てはめる必要がある。

⇒株主提案権の行使要件の充足時期については、明文の規定がないため解釈が必要になる。

株主総会開催時にも行使要件を充たしている必要があると解釈する場合、D は行使 要件を充たさないため、甲社の措置は適法ということになる。

他方、**行使時に要件を充たしていれば足りると解釈する場合**、D は行使要件を充た していることになるため甲社の措置は違法ということになる。

・参考になる判例

最判平成 18.9.28 (検査役選任請求権の持株要件の基準時に言及した判例) 百選 59

(2) 設問2

出題の趣旨

利益相反取引をした社外取締役の損害賠償責任(会社法第423条第1項)の発生要件 につき、同条第3項及び第4項や会社が被った損害額にも触れた上で、損害賠償責任の 有無を事案に即して検討することが求められる。

423条1項の要件

- ① 役員、②任務懈怠、③損害、④因果関係、⑤帰責事由の不存在
- ⇒今回メインで問題になるのは、②と③

② 任務懈怠の認定方法

- ・善管注意義務を認定する。
- ・利益相反(356条1項2号,3号)を認定して推定規定(423条3項)を使う。
 - ⇒本問は利益相反を認定する問題

出題の趣旨

同法第428条第1項及び第2項の適用があるかを判断するために、本件賃貸借契約が同法第356条第1項第2号の直接取引のうち「自己のため」又は「第三者のため」のいずれに該当するかを認定する必要がある。

利益相反取引(356条1項)と423条の責任の関係

・任務懈怠

利益相反取引と認められた場合は、任務懈怠が推定される(423条3項)。

・責任の免除・軽減

「自己のために」(2 号)⇒責任軽減 NG(428 条 1 項) 「第三者のために」(3 号)⇒責任軽減○

利益相反の認定

・「自己又は第三者のために」の区別基準

名義説(通説)

取引の当事者(権利義務の帰属先)が誰であるかという名義を基準とする見解 計算説

経済的利益の帰属を基準とする見解

・区別することの実益

責任の免除・軽減の可否に違いが生じてくる。

「自己のために」(2号)

帰責事由の不存在を理由とする責任の全部免除、責任の一部免除、定款に基づく 責任免除、責任限定契約のいずれも**認められない**(428 条 1 項, 2 項)

「第三者のために」(3号)

責任免除の余地あり

・本間での検討

本問は、ここをメインで論じさせる問題であるため、自身の見解を示したうえで、2号、3号のいずれにあたるかあてはめ、論理的に矛盾しないよう、帰責事由の有無、責任限定契約と適用の可否について論じることになる。

③損害の認定

出題の趣旨

損害賠償責任が発生するとしたときは、<u>具体的な賠償責任額</u>を算定しなければならない。

・答案上の注意点

商法の答案では、損害額を具体的に認定させる問題が多い。

そのため、問題文の事情を分析し、答案にしました上で、具体的な損害額を認定することが求められる。

・本問における損害額の検討

本問では、賃貸借契約が利益相反取引にあたり、月額賃料 300 万円、契約期間を一年間と定められ、甲社は合計 3600 万円を丁社に支払っている。

しかし、**賃料が相場の2倍**とされていたという事情あり

この事情を考慮すると、適正賃料は 150 万円(合計 1800 万円)であり、甲社は適正 賃料を超えた分(1800 万円)の損害を被ったといえる。

・責任限定契約(427条)の適用の可否

責任限定契約を結んでいる場合、423条の責任が認められたとしても、職務を行うにつき「善意無重過失」の場合は賠償額が軽減される。

以上